

公 告

分任契約担当官
陸上自衛隊九州補給処
調達会計部長 園田 直樹



以下のとおり一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」及び「契約条項」を承知のうえ参加されたい。

1 入札事項

契約実施計画番号		調達要求番号		物品番号		仕様書番号	
5SNEISA00510		5SPA1A20043 0001					
品名 または 件名							
目達原受変電設備・監視装置等点検							
部品番号 または 規格							
仕様書のとおり							
使用器材名							
数 量	単 位	銘 柄	使用期限等	グ ル ー プ	指定	検査	包装
1.00	ST						
納地または工事場所				引 渡 場 所			
九処補給処							
搬入場所				納 期 または 工 期			
目達原駐屯地				令和8年3月31日 (火)			

2 競争参加資格

次のいずれかであること
 全省庁統一資格の「役務の提供等」に係る等級がA、B、C、D等級であること
 ただし、細部は注意事項による。

3 契約条項を示す場所

陸上自衛隊目達原駐屯地 九州補給処 調達会計部契約課

4 説明会及び入札執行の日時場所

説明会日時場所：実施しない。
 入札日時場所：令和7年7月2日（水）10時00分 九州補給処総務部管理課糧食班幹部食堂

5 保証金

入札保証金：免除 契約保証金：免除

6 落札決定方式及び契約方式

落札決定方式：総品目総額 契約方式：一般競争

7 注意事項

(1) 入札参加資格者

- ア 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結の為に必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- イ 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- ウ 「資格審査結果通知書（全省庁統一資格）」は令和7・8・9年度を保有し、競争参加可能地域が九州・沖縄の参加資格を有するものであること。
- エ 契約担当官等から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- オ 大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- カ 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は、製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- キ 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する旨指名停止権者が認めた場合には、この限りではない。

(2) 入札の方法

- ア 同価の場合は抽選により決定する。予定価格に達しなかった場合は、再度入札を実施する。また、郵便による入札参加者が含まれる場合においては令和7年7月8日（火）10時00分に再度入札を実施する。
- イ 落札決定にあたっては、入札書に記載された当該金額の10%（軽減税率対象品目については8%）に相当する額を加算した金額をもって落札金額とするので、各入札者は消費税課税、免税事業者を問わず見積もった金額の110分の100（軽減税率対象品目については108分の100）に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 違約金

- ア 落札者が「入札及び契約心得」に従って契約の締結手続きをしない場合には、落札者が契約締結に応じないものとみなし、落札価格の100分の5以上を違約金として徴収する。
- イ 契約者がその契約上の義務を履行しない場合は、契約金額の100分の10以上を違約金として徴収する。

(4) 入札の無効

- ア 入札参加資格の無い者又は参加制限されている者が行った入札
- イ 入札金額が明瞭でない入札及び入札者が誰であるか識別しがたい入札
- ウ 入札執行時刻に遅延した入札
- エ その他入札に関する条件に違反した入札

(5) 契約書等作成の要否

- ア 契約金額が100万円以上は請書、250万円を超える場合は契約書を作成する。
- イ 適用する契約条項
「役務請負契約条項」
「談合等の不正行為に関する特約条項及び暴力団排除に関する特約条項」

(6) その他

- ア 公共事業からの暴力団排除を推進するための措置として、九州補給処ホームページ「入札等参加者心得」第9章を確認し、入札書余白に「当社は入札及び契約心得に定める暴力団排除に関する事項について誓約いたします。」と記載すること。
- イ 入札関係委任を受けた者は、入札前にあらかじめ委任状を提出すること。
- ウ 郵便による入札の場合は、入札期日の前日令和7年7月1日(火)12時00分までに必着するように送付すること。その際、送付する封筒の表に「入札件名、〇月〇日〇〇〇〇の入札書在中」と明記するとともに、事前に調達会計部契約課担当まで電話連絡すること。
- エ その他入札及び契約心得を厳守すること。
掲示場所：陸上自衛隊九州補給処調達会計部契約課事務室及び陸上自衛隊九州補給処ホームページ
- オ 「資格審査結果通知書」の写しを入札開始前までに提出すること。
- カ 第7項第1号カの「資本関係又は人的関係のある者」については、入札等参加者心得を参照
- キ 入札室へのパソコン・タブレット・スマートフォン(画面サイズ7.0インチ以上)の持込は禁止

(7) 公告掲示場所

- ア 目達原駐屯地調達会計部
- イ 陸上自衛隊九州補給処ホームページ <https://www.mod.go.jp/gsdw/wae/info/nyusatu/dep/index.htm>

(8) 問い合わせ先

- ア 住所等
〒842-0032
佐賀県神埼郡吉野ヶ里町立野7-1
TEL 0952-52-2161 FAX 0952-52-3748
- イ 入札に関すること
九州補給処調達会計部契約課 第2契約班 担当 御手洗 (内線2319)

表紙共9枚

目達原受変電設備・監視装置等点検

件名	目達原受変電設備・監視装置等点検			図面番号	1 / 3
図名	表紙			縮尺	-
総務部長	管理課長	営繕班長	企画	設計	
					
陸上自衛隊 目達原駐屯地				作成年月	R7. 5

仕 様 書

- 1 件 名 : 目達原受変電設備・監視装置等点検
- 2 場 所 : 佐賀県神埼郡吉野ヶ里町立野7番1 陸上自衛隊目達原駐屯地
- 3 目 的 : 目達原駐屯地内に設置されている電力設備(特別高圧受変電設備、高圧受変設備)及び、プログラムが組み込まれた制御回路を有する監視装置等の機能を最良の状態に保持させるための点検を行うことを目的とする。
- 4 作業内容
(1) 別紙第1～別紙第2「点検対象機器一覧表」及び、別紙第3～別紙第6「点検基準」による。
- 5 一般事項
(1) 本作業は、本設計図書によるか特記事項及び国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築保全業務共通仕様書、令和5年度版」による。
(2) 本作業に使用する材料は、全て監督官の検査を受けた合格品のみを使用する。
(3) 請負者は作業実施にあたり、仕様書及び現地において、相違・疑義あるいは不明な点が生じた場合は、監督官と協議しその指示に従うものとする。
(4) 請負者は作業実施にあたり、本作業以外の他の部位を汚破損した場合は、請負者の責任により原形に復旧するものとする。
(5) 請負者は作業実施にあたり、安全管理に留意すると共に作業終了後は現場の整理整頓、清掃をするものとする。
(6) 本作業で使用する電気、水については、請負者側で準備するものとする。
(7) 本作業に際して、本仕様書に明記なき事項についても施工上当然処置すべき事項は、請負者の負担で実施するものとする。
(8) 本作業の作業写真は、デジタルカメラ等を使用し、着工前、使用材料、各工程、完成及び監督官の指示するところを撮影し、監督官に1部提出するものとする。なお、デジタルカメラの電子データ等は、検査終了後、請負者の責任において確実に消去するものとする。
(9) 入出門、物品の搬入、搬出、提出書類は部隊で定めた規則によるものとする。
(10) 本作業に使用する電気、水については、請負者側で準備するものとする。
(11) 発生材で、金属屑については駐屯地内の監督官の指示する場所に集積し整理する。又、金属屑以外の物については、請負者処分とし manifests E票(電子 manifests 含む)の写しを提出する。
(12) 本作業実施の際は、十分な安全対策を講じ、常に注意を怠らないものとする。万が一事故が生じた際は速やかに監督官に報告及び対処するものとする。また、災害事故・破損発生等については、全て請負業者責任とし、速やかに原形に復元する。なお、その際官側としての補償は、一切行なわない。

件 名	目達原受変電設備・監視装置等点検	図面番号	2/3
図 名	仕様書	縮 尺	—
陸上自衛隊 目達原駐屯地		作成年月	R7.5

6 特記事項

- (1) 点検対象機器及び点検基準は別紙第1～別紙第6によるものとする。
- (2) 消耗品及び油脂類等の交換及び補充は、本作業に含まれるものとする。
- (3) 点検結果により不具合事項を発見し、修理等が必要な場合は点検結果報告書に記載の上、修理見積書を提出するものとする。
- (4) 本作業終了後1ヶ月は、故障等が発生した場合に適切な処置を行える技術者を速やかに派遣することとする。
- (5) 点検作業日は監督官と調整して決定し、土曜もしくは日曜祝日に実施するものとする。(雨天時でも、シート等で養生し実施する。荒天時は別途監督官と調整する。)
- (6) 本作業は、製造メーカーの指定する方法及び試験・測定器具を用いて実施し、試験結果等の分析を製造メーカーの指定する器具・資料等を用いて行うこととする。
- (7) 請負者は、統括責任者(第3種電気主任技術者免状以上の保有者)及び技術者(技師・技師補・技術員及び電工)による作業体制とする。
- (8) 統括責任者は、保守点検実施について十分に検討熟慮し、点検要領の手順等についても作業従事者に対する工程管理を指導徹底すること。又駐屯地電気主任技術者及び監督官との調整を行い事故等の防止に努めること。
- (9) 本作業実施後は次に示す書類を作成し、監督官へ提出する。(各2部)
 - ア 施工計画書(作業体制表を含む)
 - イ 作業日報
 - ウ 点検結果報告書
 - エ 作業写真
 ※ アについては、契約締結後速やかに提出すること

7 交換部品:下表のとおり

	品 名	規 格	単 位	数 量
1	計器用変成器	RTG-6-S	台	2

件 名	目達原受変電設備・監視装置等点検	図面番号	3/3
図 名	仕様書	縮 尺	-
陸上自衛隊 目達原駐屯地		作成年月	R7.5

点検対象機器一覧表

NO.	区画	箇所	機器名	番号	メーカー名	備考	配電盤	保護継電器(方向地絡継電器)	保護継電器(IPMAT)	タッチパネル	交流オムス負荷開閉器	特高変圧器(高圧変圧器)	避雷器(1箇所3台)	電力用コンテナ	直列アクト	GIS	真空遮断器	真空電磁接触器	閉路器(1箇所3台)	直流電源装置	シーケンサ	中央監視装置			
NO. 1	開閉所	1号区分開閉器盤	1号受電盤	KSW1	(株)戸上電機製作所	特別高圧	○	○																	
		1号ケープル接続盤	1号ケープル接続盤	KG11	(株)明電舎	"	○																		
		1号特高監視盤	1号特高監視盤	KR1	"	"	"	○																	
NO. 2	開閉所	2号区分開閉器盤	2号受電盤	KSW2	(株)戸上電機製作所	"	○	○																	
		2号ケープル接続盤	2号ケープル接続盤	KG21	(株)明電舎	"	○																		
特高受電所		2号特高監視盤	2号特高監視盤	KG22	"	"	○																		
		1号引込盤	1号引込盤	KR2	"	"	"	○																	
		1号VCT盤	1号VCT盤	G1	"	"	"	○																	
		1号VCT二次盤	1号VCT二次盤	G2	"	"	"	○																	
		1号変圧器一次盤	1号変圧器一次盤	G3	"	"	"	○																	
		1号変圧器二次盤	1号変圧器二次盤	G4	"	"	"	○																	
		2号変圧器一次盤	2号変圧器一次盤	G5	"	"	"	○																	
		2号VCT二次盤	2号VCT二次盤	G6	"	"	"	○																	
		2号引込盤	2号引込盤	G7	"	"	"	○																	
		1号特高変圧器	1号特高変圧器	T1	"	"	"	○																	
		2号特高変圧器	2号特高変圧器	T2	"	"	"	○																	
		特高保護継電器盤	特高保護継電器盤	K	"	"	低圧	○																	
		特高保護継電器盤	特高保護継電器盤	RY	"	"	"	○																	
		特高保護継電器盤	特高保護継電器盤	H1	"	"	高圧	○																	
		特高保護継電器盤	特高保護継電器盤	H2	"	"	"	○																	
特高保護継電器盤	特高保護継電器盤	H3	"	"	"	○																			
特高保護継電器盤	特高保護継電器盤	H4	"	"	"	○																			
特高保護継電器盤	特高保護継電器盤	H5	"	"	"	○																			
特高保護継電器盤	特高保護継電器盤	H6	"	"	"	○																			
特高保護継電器盤	特高保護継電器盤	H7	"	"	"	○																			
特高保護継電器盤	特高保護継電器盤	H8	"	"	"	○																			
特高保護継電器盤	特高保護継電器盤	TP	"	"	"	○																			
特高保護継電器盤	特高保護継電器盤	TL	"	"	"	○																			
特高保護継電器盤	特高保護継電器盤	C1	"	"	"	○																			
特高保護継電器盤	特高保護継電器盤	C2	"	"	"	○																			
特高保護継電器盤	特高保護継電器盤	C3	"	"	"	○																			
特高保護継電器盤	特高保護継電器盤	C4	"	"	"	○																			
特高保護継電器盤	特高保護継電器盤	C5	"	"	"	○																			
特高保護継電器盤	特高保護継電器盤	DC	"	"	低圧	○																			
特高保護継電器盤	特高保護継電器盤	RS-1	"	"	"	○																			
特高保護継電器盤	特高保護継電器盤	CPU-S	"	"	"	○																			
特高保護継電器盤	特高保護継電器盤	LPR	"	"	"	○																			
特高保護継電器盤	特高保護継電器盤	MPR	"	"	"	○																			
特高保護継電器盤	特高保護継電器盤	CPU-M	"	"	"	○																			
特高保護継電器盤	特高保護継電器盤	MGP	"	"	"	○																			
特高保護継電器盤	特高保護継電器盤	UPS	"	"	"	○																			

監視・事務室

点検基準

点検機器類	点検項目	点検内容
1. 配電盤	各部清掃	各部清掃
	外観点検	配電盤外観上の異常の有無
		ボルトナット類の緩みの有無
		換気口の目詰まりの有無
		指示計器指針の変形、零点指示異常の有無
		主回路、制御回路の断線、変色の有無
		碍子類の破損、変形の有無
		盤内機器の変色、破損、変形の有無
		端子接続部の変色、破損、変形の有無
	接地線の腐食、断線の有無	
測定試験	絶縁抵抗測定 接地抵抗測定	
保護回路動作試験	保護回路動作試験	
2. 保護継電器 (方向地絡継電器)	各部清掃	各部清掃
	測定試験	保護継電器試験
3. 保護継電器 (IPMAT等)	各部清掃	各部清掃
	測定試験	保護継電器試験
4. タッチパネル	各部清掃	各部清掃
	外観点検	ボルトナット類の緩みの有無
5. 交流ガス負荷開閉器	各部清掃	各部清掃
	外観点検	異常音、異臭の発生の有無
	測定試験	絶縁抵抗測定
6. 特高変圧器 (屋外据付)	外観点検	絶縁物の変色、破損の有無
		鉄心、クランプリングの発錆、腐食の有無
		コイル絶縁物の放電痕跡の有無
		ボルトナット類の緩みの有無
		異常音、異臭等の発生の有無
	温度計指示の異常の有無	
測定試験	巻線絶縁抵抗測定	
7. 避雷器	各部清掃	各部清掃
	外観点検	ボルトナット類の緩みの有無
		ブッシング碍管のクラック、汚損の有無
		ケースの発錆、塗装の剥離、損傷の有無
		異常音、異臭等の発生の有無
接地線の発錆、腐食の有無		
8. 電力用コンデンサ (ガス封入)	各部清掃	各部清掃
	外観点検	ボルトナット類の緩みの有無
		ブッシング碍管のクラック、汚損の有無
		ケースの発錆、塗装の剥離、損傷の有無
		異常音、異臭等の発生の有無
接地線の発錆、腐食の有無		
測定試験	絶縁抵抗測定	
9. 直列リアクトル	各部清掃	各部清掃
	外観点検	ボルトナット類の緩みの有無 鉄心の錆、腐食の有無

点検機器類	点検項目	点検内容
9. 直列リアクトル	外観点検	コイル絶縁物の放電痕跡の有無
		ブッシング碍管のクラック、汚損の有無
		ケースの発錆、塗装の剥離、損傷の有無
		異常音、異臭等の発生の有無
		接地線の発錆、腐食の有無
	測定試験	絶縁抵抗測定
10. GIS	各部清掃	各部清掃
	外観点検	ボルトナット類の緩みの有無
		発錆、塗装の剥離の有無
		配管の緩み発錆、損傷の有無
		ガス圧の指示
	操作機構部制御装置	ボルトナット類の緩みの有無
		箱内の結露、発錆の有無、汚損の状態
		配線の緩み、損傷の有無
		配管の緩み、発錆、損傷の有無
	連結機構の変形、損傷の有無	
機構部注油	機構部への注油	
測定試験	絶縁抵抗測定	
開閉操作試験	開閉操作試験	
	補助継電器の状態	
運転中	ブッシング、タンク、ベース等の発錆、 損傷の有無、汚損状況	
11. 真空遮断器	各部清掃	各部清掃
	外観点検	ボルトナット類の緩みの有無
		変色、破損、発錆、汚損の有無
		VI表面の損傷、クラック等の有無
		回路端子部の変形、加熱の痕跡、変色の有無
		回路端子接触部清掃整備及び、グリース塗布
		鉄心、クランプリングの発錆、腐食の有無
	絶縁フレームの破損、クラック、汚損の有無	
測定試験	絶縁抵抗測定	
開閉操作試験	開閉操作試験	
	補助開閉器の動作確認、接触状態の確認	
12. 真空電磁接触器	各部清掃	各部清掃
	外観点検	ボルトナット類の緩みの有無
		変色、破損、発錆、汚損の有無
		絶縁部の変形、破損、発錆、汚損の有無
		回路端子部の変形、加熱の痕跡、変色の有無
		トルクレンチによる締め付け確認
	操作機構部制御装置	バネの変形、折損の有無
		発錆、汚損の有無
		回転、摺動部への注油
		引出し機構の円滑性の確認
フック、コロの変形、発錆の有無		
引出し鉄心の裕度		
調整ボルトの緩みの確認		

点検機器類	点検項目	点検内容
12. 真空電磁接触器	測定試験	絶縁抵抗測定
	開閉操作試験	開閉操作試験
		補助開閉器の動作確認、接触状態の確認
13. 断路器	各部清掃	各部清掃
	外観点検	変色、破損、発錆、汚損の有無
		碍子の傷、破損の有無
		絶縁ロットの破損、汚損の有無、
		固定接触子、可動接触子の損傷の有無
		接触部清掃整備及び、グリース塗布
	操作装置	操作ロットの变形、破損の有無
	制御装置	操作箱内の汚損、結露、発錆の有無
		動作音の異常の有無
		リミットスイッチの位置、動作状態の確認
開閉操作試験	開閉操作試験	
	補助継電器の状態	
測定試験	絶縁抵抗測定	
14. 直流電源装置	各部清掃	各部清掃
	外観点検	ボルトナット類の緩みの有無
		指示計器指針の变形、零点指示異常の有無
		主回路、制御回路の断線、変色の有無
		盤内機器の変色、破損、変形の有無
		端子接続部の変色、破損、変形の有無
		蓄電池の有効期限の確認
	測定試験	蓄電池セル電圧測定
		蓄電池内部抵抗測定
		入力電圧測定
出力電圧測定		
	充電電圧測定	
15. シーケンサ	各部清掃	各部清掃
	外観点検	プリント基板の外観点検、挿入状態の確認
		コネクタ、ビス類の緩みの確認
		伝送ケーブルの腐食、損傷の有無
		ファンモジュールの動作及び異音の有無
		バッテリーの有効期限の確認
	機能確認	CPU模擬信号の取込状況の確認
		CPU出力確認
		アプリケーションプログラムの正常動作確認
		各ユニットパネルのモード切替スイッチ動作確認
		エラー表示器の確認
		システム動作確認
	測定試験	各部入力電圧、出力電圧測定
		モジュール入力電圧測定
各部電源電圧測定		
バックアップ	バックアップ及びプログラム照合	

点検機器類	点検項目	点検内容
16. 中央監視装置	システム総合	各部清掃
		コネクタ、プラグインの緩み、過熱損傷の有無
		外観上の傷、破損、腐食の有無
		システムの動作試験
		グラフィック画面の状態、故障表示の確認
		データ一覧画面の瞬時値、積算値の確認
		メッセージリスト画面の内容表示の確認
		帳票表示、データ変更の確認
		入力電圧測定
		リレーユニット電源電圧測定
	監視装置CPU	各部清掃
		コネクタ、プラグインの緩み、過熱損傷の有無
		外観上の傷、破損、腐食の有無
		冷却ファンの動作確認
		各機能検査(診断プログラムにて確認)
		伝送機能の確認
	データのバックアップ	
	DVD装置	各部清掃
		コネクタ、プラグインの緩み、過熱損傷の有無
		外観上の傷、破損、腐食の有無
		リードライトヘッドライト
	LCD	機能確認
		各部清掃
		コネクタ、プラグインの緩み、過熱損傷の有無
外観上の傷、破損、腐食の有無		
プリンタ	表示機能確認	
	マウス機能確認	
	各部清掃	
	コネクタ、プラグインの緩み、過熱損傷の有無	
プリンタ	外観上の傷、破損、腐食の有無	
	自己診断機能確認	
	印字機能確認	
	各部清掃	

変圧器油分析:特高変圧器1台(2号変圧器)を実施し、油分析項目は下表による。

表

油中ガス分析		絶縁油特性試験
酸素 (O ₂)	エタン (C ₂ H ₆)	全酸価 (mgKOH/g)
窒素 (N ₂)	エチレン (C ₂ H ₄)	絶縁破壊電圧 (kV/2.5 mm)
水素 (H ₂)	アセチレン (C ₂ H ₂)	体積抵抗率 $\times 10^{12}(\Omega \cdot m)/80^{\circ}C$
一酸化炭素 (CO)	可燃性ガス合計 (TC G)	誘電正接 (%) / 80°C
二酸化炭素 (CO ₂)	油中総ガス量 (TG)	油中水分量 (mg/kg)
メタン (CH ₄)		